

名護屋城博物館ホール利用料金表

R1. 10. 1

■施設使用料

区 分			使 用 単 位	使用料（円）	
				冷暖房をしない場合	冷暖房をする場合
企 画 展 示 室			午前 9時から午後 5時まで	4, 530	左欄に掲げる額に1時間につき550円を加えた額
ホ ー ル	入場料等を徴収しない場合 及び入場料等の額が500円以下の場合	平 日	午前 9時から午前12時まで	9, 900	左欄に掲げる額に1時間につき1, 650円を加えた額
			午後 1時から午後 5時まで	13, 200	
			午後 6時から午後10時まで	16, 500	
			午前 9時から午後 5時まで	22, 000	
			午後 1時から午後10時まで	28, 600	
			午前 9時から午後10時まで	37, 400	
		土・日・祝 日	午前 9時から午前12時まで	12, 870	
			午後 1時から午後 5時まで	17, 160	
			午後 6時から午後10時まで	21, 450	
			午前 9時から午後 5時まで	28, 600	
			午後 1時から午後10時まで	37, 180	
			午前 9時から午後10時まで	48, 620	
	入場料等の額が500円を超え1, 000円以下の場合	平 日	午前 9時から午前12時まで	14, 850	
			午後 1時から午後 5時まで	19, 800	
			午後 6時から午後10時まで	24, 750	
			午前 9時から午後 5時まで	33, 000	
			午後 1時から午後10時まで	42, 900	
			午前 9時から午後10時まで	56, 100	
		土・日・祝 日	午前 9時から午前12時まで	19, 250	
			午後 1時から午後 5時まで	25, 740	
			午後 6時から午後10時まで	32, 120	
			午前 9時から午後 5時まで	42, 900	
			午後 1時から午後10時まで	55, 770	
			午前 9時から午後10時まで	72, 930	
	入場料等の額が1, 000円を超える場合	平 日	午前 9時から午前12時まで	19, 800	
			午後 1時から午後 5時まで	26, 400	
			午後 6時から午後10時まで	33, 000	
			午前 9時から午後 5時まで	44, 000	
			午後 1時から午後10時まで	57, 200	
			午前 9時から午後10時まで	74, 800	
		土・日・祝 日	午前 9時から午前12時まで	25, 740	
			午後 1時から午後 5時まで	34, 320	
			午後 6時から午後10時まで	42, 900	
			午前 9時から午後 5時まで	57, 200	
			午後 1時から午後10時まで	74, 360	
			午前 9時から午後10時まで	97, 240	

■附属設備使用料

区 分		単位	使用料（円）
展 示 用 器 具	両面ガラスケース	1台	220
	のぞきケース（両面）	1台	200
	のぞきケース（片面）	1台	180
舞 台	所作台	一式	2, 640
	平台	1台	100
	松羽目	一式	1, 200
	毛せん	1枚	200
	長ふとん	1枚	200
	人形立	1本	100
	金屏風	1双	1, 210
		1隻	600
	上敷	1枚	180
	プログラムスタンド	1台	100
大 道 具	演台	1台	550
	ボーダーライト	1回路	360
	アッパーホリゾンライト	1回路	510
	ローアホリゾンライト	1回路	480
	フットライト	1回路	340
	サスペンションライト	1灯	230
	シーリングライト	1灯	230
	サイドスポットライト	1灯	230
	ピンスポットライト	1台	1, 640
	フロアコンセント	1個	100
舞 台 音 響 器 具	拡声装置	一式	2, 140
	ステージスピーカー	1台	540
	フィードバックスピーカー	1台	540
	オープンテープレコーダー	1台	830
	カセットテープレコーダー	1台	720
	コンデンサーマイク	1本	970
	ダイナミックマイク	1本	450
	ワイヤレスマイク	1本	1, 140
	1 6mm 映写機	1台	1, 980
	スライド映写機	1台	1, 040
舞 台 音 響 器 具	ピアノ	1台	2, 200
	3点つりマイク	一式	1, 100
舞 台 音 響 器 具	音響反射板	一式	3, 840

※附属設備使用料は、減免対象外です。使用日当日に現金で納付をお願いします。

注

- ・入場料等とは、入場料、会費、会場整備費等その名称のいかんを問わず入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいいます。
- ・入場料等の額に段階を設けているときは、その最高額をもって入場料等の額とします。
- ・祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日です。
- ・ホールを使用する場合において、使用単位の時間を超えて使用したときは、当該使用単位の施設使用料の額を当該使用単位の時間数で除して得た額の150パーセントに超過した時間数を乗じて得た額を徴収する。この場合において、当該超過した時間に1時間に満たない端数があるときは、30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とし、算定して得た額に100円未満の端数があるときは50円未満は切り捨て50円以上は100円とします。
- ・冷暖房をする場合において、その使用時間が1時間に満たない端数があるときは、30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とします。